

様式コード						
4	2	4	3	0	0	4

事務センター長 所	副事務センター長 副 所	グループ長 課	担 当 者

日・アメリカ社会保障協定 国民年金・国民健康保険 適用証明書交付申請書

◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日提出

個人番号(または基礎年金番号)		被 保 険 者 氏 名	
		(フリガナ)	*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。
生 年 月 日		性 別	日 本 国 に お け る 被 保 険 者 住 所
<input type="checkbox"/> 5. 昭和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1. 男	(フリガナ)
<input type="checkbox"/> 7. 平成		<input type="checkbox"/> 2. 女	〒
<input type="checkbox"/> 9. 令和			(アメリカ)
			004

就 労 の 形 態

<input type="checkbox"/> 30. アメリカより適用証明書が交付されないアメリカ国籍(永住権取得)者が日本国内で自営活動を行う場合(協定第4条1該当)
<input type="checkbox"/> 30. アメリカより適用証明書が交付されないアメリカ国籍(永住権取得)者が日本国内の事業所で就労する場合(協定第4条1該当)
<input type="checkbox"/> 34. 日本国内で自営業者であり、一時的(5年以内の見込)に、アメリカ国内で同様の自営活動を行う場合(協定第4条4該当) (アメリカでの就労直前6カ月間は日本で自営活動を行い、かつ日本の制度(海外在住の国民年金任意加入を除く)に加入している被保険者であり、アメリカ国内で就労期間中も国民年金の第1号被保険者である)
<input type="checkbox"/> 31. 日本国内の事業所からアメリカ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合(協定第4条2該当) (派遣直前6カ月間は日本の制度(海外在住の国民年金任意加入を除く)に加入している被保険者であり、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する)
<input type="checkbox"/> 33. 日本国内の事業所からアメリカ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合(協定第4条8該当) (派遣直前6カ月間は日本の制度に加入していない被保険者であるが、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する) *「備考」欄に就労開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に記入してください。
<input type="checkbox"/> 33. 日本国内で自営業者であり、一時的(5年以内の見込)に、アメリカ国内で同様の自営活動を行う場合(協定第4条8該当) (アメリカでの就労直前6カ月間は日本の制度に加入していないまたは日本国内で自営活動を行っていないが、アメリカ国内で就労期間中も国民年金の第1号被保険者である) *「備考」欄に就労開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に記入してください。
<input type="checkbox"/> 33. 上記以外で、アメリカ国内で就労するもしくは自営活動を行うが、アメリカの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第4条8該当) *「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

就 労 の 開 始 予 定 年 月 日	就 労 の 終 了 予 定 年 月 日
(西暦)年 月 日	(西暦)年 月 日

アメリカにおける就労先(事業所)の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

アメリカにおける就労先(事業所)の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

アメリカにおける連絡先住所および電話番号	備 考
*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。	
(TEL)	

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

日本の事業主記入欄(被用者の場合のみ記入)
上記内容は、事実と相違ないことを証明します。
(所在地) 〒
(名称)
(事業主氏名)
(電話) ()-()-()

受付日付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

申請にあたっての留意点

この申請書は、国民年金の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、年金事務所に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. アメリカより適用証明書が交付されないアメリカ国籍(永住権取得)者が日本国内の事業所で就労するもしくは自営活動を行う場合(協定第4条1該当)
 - ※具体的には次の方々が対象となります。
 - ・アメリカ国内の事業所から日本国内の事業所へ長期的(5年を超える見込)に派遣された方
 - ・アメリカ国内で自営業者であり、日本国内で長期的(5年を超える見込)に自営活動を行う方
 - ・日本国内の事業所により採用された方または日本国内で初めて自営活動を行う方
 - ・アメリカ国内の事業所から日本国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣された方であるが、派遣直前6カ月間、アメリカの制度に加入していない方
- b. 日本国内で自営業者であり、一時的(5年以内の見込)に、アメリカ国内で同様の自営活動を行う場合(協定第4条4該当)
(アメリカでの就労直前6カ月間は日本で自営活動を行い、かつ日本の制度(海外在住の国民年金任意加入を除く)に加入している被保険者であり、アメリカ国内で就労期間中も国民年金の第1号被保険者である)
- c. 日本国内の事業所からアメリカ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合(協定第4条2該当)
(派遣直前6カ月間は日本の制度(海外在住の国民年金任意加入を除く)に加入している被保険者であり、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する)
- d. 日本国内の事業所からアメリカ国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合(協定第4条8該当)
(派遣直前6カ月間は日本の制度に加入していない被保険者であるが、派遣期間中も日本国内の事業所と雇用関係が継続する)
※「備考」欄に就労開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に記入してください。
- e. 日本国内で自営業者であり、一時的(5年以内の見込)に、アメリカ国内で同様の自営活動を行う場合(協定第4条8該当)
(アメリカでの就労直前6カ月間は日本の制度に加入していないまたは日本国内で自営活動を行っていないが、アメリカ国内で就労期間中も国民年金の第1号被保険者である)
※「備考」欄に就労開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に記入してください。
- f. 上記以外で、アメリカ国内で就労するもしくは自営活動を行うが、アメリカの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第4条8該当)
※「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

*ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき日本の社会保障制度のみに加入する(アメリカの社会保障制度の加入が免除される)根拠となる証明書です。

申請書を提出した後、適用証明書の交付前に、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続きが必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・アメリカ社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からアメリカの実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。
基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。
※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「被保険者氏名」:

申請する被保険者の氏名を「漢字」、「カタカナ」および「ローマ字(大文字ブロック体)」で記入してください。

「生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。日本における住所がない場合は、日本での最終の住所を記入してください。

「就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「33」に該当する場合は、選択した項目に応じて、「備考」欄に次の内容を必ず記入してください。

- ・上記d. またはe. に該当する場合は、就労開始前・終了後の雇用・居住(予定)状況を具体的に記入してください。
- ・上記f. に該当する場合は、具体的状況およびアメリカの制度が適用されることによりどのような不利益を被るかを記入してください。

「33」に該当する場合は、アメリカの担当機関との協議が必要となる場合があります。

この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。

なお、適用証明書を交付できるかどうかはアメリカの担当機関との協議結果によります。

「30」に該当する場合は、「備考」欄に「日本の就労先名称および連絡先」を記入してください。

「就労の開始予定年月日」および「就労の終了予定年月日」:

「就労の形態」が「30」に該当する場合は、日本国内で就労を開始する年月日および就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。その他の場合は、アメリカ国内において就労を開始する予定の年月日および就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

「日本の事業主記入欄」:

自営業者の方は記入不要です。日本の事業所の被用者の方のみ、日本の事業主より申請内容について証明を受けてください。

【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類:通知カード※2、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど※3

※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

※3 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。